

「西日本シティ TT 証券の証券総合取引約款・規定集」の 一部改定のお知らせ

「証券総合取引約款・規定集」の一部改定について(2020年1月6日適用)

◆「証券総合取引約款」および「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」の改定

お客様の口座解約に係る手続きの簡素化のため、2020年1月6日を適用日として「証券総合取引約款」の第73条(解約)および「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」の第13条(契約の解除)を以下の通り改定いたします。

「証券総合取引約款」新旧対照表

新	旧
<p>第73条(解約)</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は解約されます。</p> <p>(1)～(10) (現行どおり)</p> <p><u>(11) 引続き1年以上の期間にわたり、お客様の口座に有価証券および預り金の残高がなく、当社が当該口座の解約を申し出た場合</u></p>	<p>第73条(解約)</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は解約されます。</p> <p>(1)～(10) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」新旧対照表

新	旧
<p>第13条(契約の解除)</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p><u>(3) 「西日本シティTT証券の証券総合取引約款」第73条の規定により同約款が解約されたとき。この場合は、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</u></p>	<p>第13条(契約の解除)</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>